

令和2年度第3回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和2年11月19日（木）

逗子市総務部情報政策課

令和2年度第3回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和2年11月19日（木）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第4会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第26号 地方税等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について【納税課・高齢介護課・国保健康課・都市整備課】
3. 諮問第27号 保育料等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について【保育課】
4. 諮問第29号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
5. 個人情報事務登録簿について
6. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

納 税 課 課 長 金 明 夫

高 齢 介 護 課 副 主 幹	堀 田 昌 希
高 齢 介 護 課 専 任 主 査	高 橋 洋 一
国保健康課係長	鈴 木 暁
都 市 整 備 課 副 主 幹	香 山 智
教 育 部 次 長 保 育 課 長 扱	杉 山 正 彦
福 祉 部 次 長 社 会 福 祉 課 長 扱	廣 川 忠 幸
社会福祉課係長	大 坂 慎 介

事務局等出席者

情 報 政 策 課 担 当 課 長	矢 島 小 百 合
情 報 政 策 課 副 主 幹	栗 原 達 也
情 報 政 策 課 会 計 年 度 員 任 用 職	杉 山 晴 美

会議の公開・非公開の別 公開（議題４については非公開）

傍 聴 者 なし

配 付 資 料

- ・ 第３回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 令和２年度第１回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・ 【資料１】諮問第２６号 地方税等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について【納税課・高齢介護課・国保健康課・都市整備課】

- ・【資料 2】 諮問第 27 号 保育料等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について【保育課】
- ・【資料 3】 諮問第 29 号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
- ・【資料 4】 令和 2 年度第 2 回個人情報事務登録簿の変更状況集計表他
- ・【資料 5】 諮問第 10 号 会計課別添（差し替え分）

午前 9 時 5 8 分開会

○安達会長 定刻前ですが、おそろいですので、ただいまから令和 2 年度第 3 回
逗子市個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、半数以上
の委員の出席がありますので本審議会は成立します。

○矢島情報政策課担当課長 今日は傍聴人の方はいらっしゃらないです。

○安達会長 それでは、早速議事に入ります。

本日は諮問案件が 3 件あります。

まず、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 皆様、お手元の資料、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題に入ります。

まず、議題 1 ですが、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてでござ
います。

事務局からお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 先日校正依頼いたしました令和 2 年度第 1 回議事録
が出来上がりましたので、御確認いただければと思います。よろしくお願いい
たします。

○安達会長 皆様、既に御校正済みと思いますが、修正内容を確認していただき
たいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特に御異議はないようですので、第 1 回個人情報保護運営審議会議事
録についてはこれで確定とさせていただきます。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

○安達会長 続きまして、議題 2 ですが、議題 2 と議題 3 とは内容的にほぼ共通
する案件で、議題 2 のほう、諮問第 26 号については市長、それから議題 3、諮
問第 27 号については教育委員会からそれぞれの諮問ですので、審議をまとめて
行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、この議題 2 と議題 3 をまとめて扱わせていただきます。

では、所管課の入室をお願いします。

—納税課、高齢介護課、国保健康課、都市整備課、保育課 入室—

○安達会長 では、諮問第26号 地方税等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について、そして、諮問第27号 保育料等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について、これを諮ります。

では、まず所管課の皆様の自己紹介を先にお願いします。

○金納税課課長 納税課長をしております金と申します。よろしくお願いいたします。

○堀田高齢介護課副主幹 高齢介護課の堀田と申します。よろしくお願いいたします。

○高橋高齢介護課専任主査 高齢介護課の高橋です。よろしくお願いいたします。

○杉山教育部次長 教育部保育課長、杉山でございます。よろしくお願いいたします。

○鈴木国保健康課係長 国保健康課の鈴木といいます。よろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 都市整備課の職員が今、遅れて参りますので、すみません、着きましたら御挨拶させていただきます。

○安達会長 では、先に進めさせていただきますが、諮問内容については共通のことですので、事前に事務局から伺っていますが、代表で納税課長から説明ということでよろしいですか。

では、お願いします。

○矢島情報政策課担当課長 すみません、都市整備課職員が。

○安達会長 自己紹介をお願いします。

○香山都市整備課副主幹 都市整備課の香山と申します。ちょっと打合せ等で遅れてしまいまして大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○金納税課課長 それでは、私のほうから説明します。

諮問第26号 地方税等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報の提供について、諮問書の別添に沿って御説明します。

まず、1番上の対象所管ですが、市長部局といたしましては納税課、高齢介護課、国保健康課、都市整備課となります。

対象事務は地方税等の口座振替業務となりまして、対象となる個人は地方税等の口座振替対象者となります。

提供する個人情報は口座振替情報で、具体的には金融機関名、支店名、預金

種目、口座番号、口座名義人、引き落とし金額となります。

年間の実績としましては、納税課の固定資産税、市民税、軽自動車税の合計で約1万3,900件、高齢介護課の介護保険料、約600件、国保健康課の国民健康保険料、約7,700件、後期高齢者医療保険料、約4,200件、都市整備課の市営住宅家賃、約400件となっています。

続きまして、オンライン結合の内容ですが、本年8月に会計課において諮問させていただきました公金の支出と同様なものでありまして、今回におきましては、横浜銀行へ地方税等の口座振替情報をオンラインで伝送するものです。

別に添付しております資料の、頭に3、サービス利用イメージという資料がありますので、そちらを御覧ください。

まず、電子媒体の囲みがある図の上段のほうから御覧ください。

現在は各課で税、国保等のシステムから口座振替データを作成し、F DやD V Dに出力しています。これがこの図の①と②に該当するところになります。この図と違うところは、③の会計課での取りまとめ、こちらは行っておりません。各所管で直接、④の銀行の支店に直接F Dを持ち込んでおります。

これに対しまして、今後におきましては、A n s e r D A T A P O R T方式の囲みがある下段の方式にて実施し、オンラインでデータを送付することを考えております。

現在と同様に、①の各課で税や国保等のシステムから口座振替データを作成します。そして、②のデータは今までF D等を媒体としておりましたが、これをU S Bメモリー等へ変更します。そして、点線の囲みの中の③L G W A N接続端末、こちらに落としたU S Bメモリー等からデータを読み取り、L G W A Nを経由して⑤の銀行システムへ送付することとなります。現行と同様に、④のデータの承認は会計課では行わず、後に再度説明いたしますが、各所管で承認を行う方法を考えております。

では、資料、お手元の別添のほうに戻っていただいて、2番、セキュリティー対策について説明します。

1番のL G W A Nの使用ですが、ネットワークにつきましては、先ほどの図でも御説明しましたが、地方公共団体のコンピューターネットワークであるL G W A Nを利用します。

2 番目、専用接続端末の設置ですが、会計課と情報政策課に新たに設置される専用端末を使用します。前回の会計課の諮問と異なる点としましては、納税課には既にコンビニ収納用として接続端末が設置されていますので、その端末に新たに口座振替データを送付することができる設定を行います。

3 番、IDとパスワードによるアクセス制限につきましては、これも別に添付しております資料5、設定可能な権限レベルと承認フローについて、こちらを御覧ください。

口座振替業務につきましては、一番右側の例3の各課で承認する場合で実施することを考えています。具体的には、口座振替担当者に事務作業用のID、送信者グループにIDを1つと、管理者用、審査用のIDを1つ、これを各課ごとに設定します。事務処理としては、事務作業用のIDで担当者が口座振替データの作成を行い、書類が整い、課長までの決裁が終了した段階で、審査用IDにて課長または係長が承認をすることを考えています。この承認によってデータが横浜銀行のほうに送られることになります。

資料を戻っていただいて、(4)協定の取り交わしですが、これにつきましては、会計課で行う個人情報の保護に関する取扱いの協定書を取り交わすと聞いておりますので、口座振替業務の内容もこの会計課のものに盛り込んでもらう、そういう方向で今のところ考えております。

私からの説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○安達会長 ありがとうございました。

特にほかの課の方から補足等ございますか。

○杉山教育部次長 それでは、引き続きまして、教育部保育課より御説明申し上げます。

諮問第27号 保育料等に係る口座振替情報のオンライン結合による保有個人情報提供について、諮問書別添に沿って御説明をいたします。

担当所管としましては保育課でございます。

事務の名称としましては保育料等の口座振替業務。

事務の目的及び根拠法令等は地方自治法、逗子市財務規則、子ども・子育て支援法、逗子市子ども・子育て支援法施行取扱規則。

対象となる個人の類型は、保育料等の口座振替対象者ということですので、

保育園等を利用される御家庭ということになります。

提供する個人情報の項目、対象者数としては、口座振替情報として金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人及び引き落とし金額となっております。

令和元年度は約7,800件の引き落としとなっております。

提供先としましては、本市指定金融機関である株式会社横浜銀行、はまぎんコンピューターサービスとなります。

オンラインの結合の内容につきましては、先ほどの納税課よりの説明の内容と同様となります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○安達会長 ありがとうございました。

それでは、委員のほうから質問をさせていただきます。いかがでしょうか、委員の皆様、御質問。

どうぞ。

○海原委員 本質な質問ではなくて、私の初歩的な知識を補っていただきたい、申し訳ないんですけども、市のほうから例えば納税、固定資産税、何でもいいんですけども、納税通知書というのが郵送されますね。それを持って、2つのパターンがあると思うんですけども、口座振替される方と、私みたいに指定の銀行へ行って、銀行から振り込むというケースがあると思うんですけども、その場合、口座振替じゃなくて、銀行へ行って通帳から入金したときのその口座というのは、横浜銀行ないしはまたほかの組織には通知されないという理解でよろしいでしょうか。まず一点。

○金納税課課長 まず、その納付書自体は三連になっていまして、一つが領収書で御本人にお返しするもの、2個目が金融機関、最後に一番大きいもの、これが横浜銀行を経由して市に入ってきてまして、そこに通知書番号、何年度のものとか、そういう情報が入ってきてまして、基本的には金融機関いろいろ経由しては来るんですが、最終的には銀行とうちに紙が残るという形になります。

こんな説明でよろしいでしょうか。

○海原委員 全銀協で逗子市が指定した金融機関にはそのデータは残るということですか。振り込んだというのは。

○金納税課課長 銀行には。

○海原委員 残りますよね。横浜銀行以外でも。例えば三菱銀行が指定機関だと、三菱銀行から通帳振り込みをした場合は、振り込んだ人の当然……

○金納税課課長 納付書ではなくて……

○海原委員 納付書じゃなくて、それは三菱銀行には残るわけですけども。

○金納税課課長 口座振替情報ですか。

○海原委員 口座振替じゃなくて、横浜銀行に振り込むんじゃなくて三菱とかみずほとかから振り込みますよね、市の御指定ですから。そうした場合には三菱とかみずほには残るわけですね。

○金納税課課長 それは各銀行さんのほうでやられているのではないかなというふうに推測します。すみません、その辺ちょっと詳しくない。

○海原委員 それ以外の組織には何もそのデータは流れないということ。

○金納税課課長 そうです。

○海原委員 分かりました。

それともう一点、高齢者介護保険料というのは、たしか65から徴収されると思うんですけども、これは年金から天引きされてくると思うんですけども、それと口座引き落としとよく分からないんです、関係が。

○金納税課課長 年金からの特別徴収につきましては、ある一定の条件がございまして、年間年金額が幾ら以上だとか、介護保険料が年金額の半分以上を超えないとか、そういう条件がございまして、そういう条件に合致した場合は年金から落とすということになりまして、それ以外の方は基本的には紙の納付書で納めていただくんですが、紙の納付書で納付するんじゃなくて、口座から落としたいよという方は、申し出ていただければ、その方には紙の納付書は送らずに、保険料の額の通知だけ送りまして、口座から落としますよという通知をお送りすると。その3種類の落とし方になります。

○海原委員 年金を支給されるときに、その年金で引かれるときは、年金のほうでも無条件に事前にぱっと引きますというふうに書いて送っていますね。それですね。

○金納税課課長 そういうことです。

○海原委員 ということは、年金事務所に対して市が通知をしていただけると。

○金納税課課長　そうです。国保連を通じてこの額を落としてくださいという形を、要は年金の保険者が厚生年金とか共済年金とかもございますので、そういうようなところに通知が行くような形をとっています。

○海原委員　それは氏名と住所ということですよ。と金額。

○高橋高齢介護課専任主査　四情報がありまして、生年月日も一応入れていまして、住所、氏名、生年月日、それからあと、性別も一応入っていますけれども、一応そこで間違いのないようにしていますので。

基本は今お話、うちの金のほうがしたんですが、当然65歳になった方というのは、まだ年金機構のほうにデータがないので、うちのほうで随時お送りしているんですが、すぐには落ちないので、ある程度、半年ぐらいたってから落ちますので、その間については、今お話しされたように、口座振替もしくは納入書でお支払いしていただいて、もし途中から口座でなく年金から落ちるようになれば、口座のほうはストップさせていただいて、年金から落としますよという通知をお送りしまして、支払いはもう納付書等では必要はありませんという形でとっています、介護のほうは。だから二重取りというのは基本的にないです。

○海原委員　ということは、年金事務所には、年金事務所に関係ある銀行と年金事務所にだけデータが残ると。

分かりました。すみません、私の知識不足で申し訳ございませんでした。ありがとうございます。

○安達会長　ほかにいかがでしょうか。

○島田委員　この添付資料の3のサービス利用イメージという図がありますよね。ちょっとこれで少し教えていただきたいのは、一つは、この下の欄のところで、各課でデータ作成のエクセル等とありますが、ここにLGWANに入れる前に2つのルートありますよね。②と②'、これのどちらでやられるんですか。

○金納税課課長　すみません、説明がちょっと足りなかったんですが、直接入れるということは、オンラインで入れるということはいたしませんので、一度USBメモリー、②の下のほうですね、媒体に落としてから取り込むというような形。

○島田委員　下のルートということですね。

もう一つ、先ほど真ん中のところで、会計課等の集中部門でデータを承認するというのはやらないというふうに聞こえたんですが、この辺は具体的にはどういうふうにされるんですか。

○金納税課課長　今も実はフロッピーを持ち込む際には、会計課では集めていなくて、所管のほうで4課が集まって、お宅さんは今回スルガとどこか行って、お宅さんは今回みずほとどこかに行ってという形で分担してやっているんですが、会計課は一切今は通していません。

ですから、今回の新しくデータを伝送する方式にしても、会計課での承認という形はとらず、この5のほう、設定可能な権限レベルというところの資料でありますように、各所管で審査をするというような形で考えています。

○島田委員　分かりました。

○安達会長　この参考資料というのは、これは横浜銀行のほうから提供された資料ですか。

○金納税課課長　そうです。

○安達会長　この中からどれかを選んでくださいということですか。

○金納税課課長　浜銀のほう、このAnswer DATAというので考えられる審査方法というのは、この大体3種類ではないかという御提案をいただきまして、私どものやり方に一番即しているのが例3ではないかということで考えています。

○安達会長　ほかにいかがでしょうか。

○海原委員　今のその3番の下の今、島田委員がおっしゃった一番右端の横浜銀行のAnswer DATAPORTシステムのところで、銀行システムと、⑤と書いてあるこれ、全銀協システムで横浜銀行が振替をするシステムにつながるという意味ですか。3番です。

○金納税課課長　3番の一番右側のほうですよ。

○海原委員　銀行システムというのは何かということで、多分全銀協システムのことだろうと思って、その全銀協システムにおいて横浜銀行から振替をする。

○金納税課課長　これが実はこのAnswer DATAPORTセンター、こちらが実はNTTデータが提供しているサーバーになりまして、横浜銀行もこちらにアクセスするような形をとります。

この使うソフトはp u f u r eというソフトでして、基本的にはN T Tデータが提供されているシステムを基に各銀行が接続して私どもが接続していると、そういうことになります。

○安達会長 ⑤の銀行システムというのは横浜銀行の中のシステムということですか。

○金納税課課長 そうです。

○島田委員 いわゆる全銀協の、先ほど質問あった全銀協のシステムを通っているんですか、通っていないんですか。

○金納税課課長 全銀協のシステムは基本的に通っていないはずですが、データは全銀協フォーマットで送るような形になります。

○安達会長 このサーバーを通して自動的に横浜銀行に流れるのではなくて、横浜銀行のほうからアクセスをするんですか。

○金納税課課長 取りに行くふうに私はちょっと記憶しているが、ちょっとすみません、銀行さんのシステムのほうはちょっと私どもはちょっと余りよく分かっていないところがございます。私どものほうはその接続端末でN T Tデータのシステムにアクセスしてデータを送るという作業をします。多分勝手に流れるということはないとは思いますが。

○安達会長 ほかにいかがですか。

先ほどのお話ですと、口座振替情報を提供するということだと、様々な税金とか保険料とかの納付の方法がありますよね。年金の場合であれば年金事務所を通してと、引き落としになったりということがあったりするときに、そうすると口座振替を使わない、利用しない人の情報というのはこれは入っていないと。専ら口座振替を利用する人の情報を集めて、それを送るという。

○金納税課課長 そうです。

○安達会長 ですから全員ではないですね。

○金納税課課長 全員ではないです。

○島田委員 もう一つ、セキュリティー対策についての4の協定の取り交わしというのがありますよね。これは外部委託契約と同じものなんですか、それともそれとは別の協定で、今回の場合、外部委託契約というのを浜銀に委託されます。それは締結はされるんですか、されないんですか。

- 金納税課課長 ちょっと大変申しわけございません。会計課のほうとその辺はまだ詰めていない状況で、ただ、私どもは勝手に想像しているんですが、新しくこのシステムを使うに当たって、お金を払うことになるんですが、その中に多分、契約が発生しますので、その中で個人情報保護の特記仕様書とかそういうものを織り込んでいくというようなことを私どもイメージしているんですが、ただ、指定金融機関だとちょっと契約がまた違うみたいなことを聞いていました、具体的にどうこうするというのは詰めていくような形になると思います。
- 島田委員 外部委託契約を結ぶかどうかはちょっと承知はされていないという。
- 金納税課課長 会計課のほうでやるというふうには聞いていますので、そこに盛り込んでいただく。
- 安達会長 ほかにございますか。
- 森田副会長 浜銀のシステム、あるいはほかの銀行でも同じようなサービスをやっているのかもしれませんが、こういったものは自治体、例えば県内の自治体ではどれぐらい導入されているんでしょうか。
- 金納税課課長 横浜銀行を指定金融機関にしているところでは、逗子市が最後の一市。
- 森田副会長 最後ですか。
- 金納税課課長 ということで、もうやらざるを得ない状況になっているというふうに会計からは聞きましたので。
- 森田副会長 最後といっても、例えば横浜市とかはもうやっているということですか。
- 金納税課課長 指定金融機関を横浜銀行にしている市では、神奈川県内では最後というふうに聞いております。結構横浜銀行を多分各市、指定金融機関にしていると思いますので、ほぼ。
- 森田副会長 県内の自治体の相当数がやっているということですね。
- 金納税課課長 はい。
- 安達会長 逆になぜ最後になってしまったんでしょうか。
- 金納税課課長 余りこういうものをオンラインで送るということについて、ちょっと逗子市のほうで慎重さもあるところもありました。あと費用が発生するというのもございまして、そういったことから遅れ遅れになったのではないかと

などは考えております。

○安達会長 いかがでしょうか。

ほかに何かありますか。

私のほうから一点、保育課のほうですけれども、対象となる個人の類型として保育料等の口座振替対象者というふうに記載されているんですが、保育料等の「等」、保育料以外にも何かあるということでしょうか。

○杉山教育部次長 保育料に関しましては、昨年10月に幼児教育・保育の無償化という制度が始まりまして、3歳以上の保育園の利用児童については保育料はかからない。給食の食材費に関しては、これは実費なので、保護者の方に負担をいただくという制度になっておりますので、3歳以上のお子さんの給食の食材の実費、要は食材費として月額4,500円を徴収するということで、「等」という言葉にさせていただいています。

○安達会長 「等」に入るのはこの給食の食材費だけですか。

○杉山教育部次長 だけです。

○安達会長 それだけであれば別添のほうに明記していただいたほうがいいと思うんですが。具体的に、「等」ではなくて、これとこれというふうに特定していただいたほうがいいかなというふうに思いますけれども。それ以外にはないということですね。

○杉山教育部次長 はい。

○安達会長 いかがでしょうか。

○海原委員 横浜銀行から口座振替するときに、そそっかしいというか、悪意ではなく故意ではなくて、口座がたまたまなかった場合に不渡りになると思うんですけれども、そういうときはどういう対応なんでしょうか。

○金納税課課長 銀行さんのほうから落とせました、落とせませんでしたというようなデータが返ってきますので、その中で、例えば残高不足ですとか口座相違、名義人と口座番号が違うとか、そういうものが入ってきますので、そういうものについてはそれをさらに抽出しまして、システムのほうで口座不能通知書というのを作って、そこに納付書をつけてお送りするような形をとっています。

○海原委員 市民に。

○金納税課課長 はい。

○海原委員 市のほうとしては全体予算を、四半期か半期か分かりませんが、横浜銀行に振り替えてもらった金額と、それから書類の手順とか監査というのはしなくて、あくまでもこの協定で信頼関係でいくということ。

○金納税課課長 会計課のほうで何かされているかもしれないんですが、申し訳ないんですが、ちょっとこちらは把握していません。申し訳ないです。

○杉山教育部次長 先ほどのお答えにちょっと付言してなんですけれども、幼児教育の無償化が始まるに当たりまして、保育料以外に給食の食材費の徴収を行うことで、各金融機関から今まで保育料という名称で称したものに、給食の食材費も加わるので、それを入れ込もうとしたんですけれども、それを入れ込むという方法をとると、別建ての徴収にしないととなると莫大な費用がかかるといようなお話があって、それで保育料等という名称でまとめさせていただいて、事務的に費用的な効率化を図ったということが背景にございまして、御指摘のとおり、基本的には名称等は明記すべきだというふうに思っておりますけれども、費用の圧縮及び事務的な負担軽減等ということで、「等」という名前で浜銀さんと調整をしたという経過がございますものですから、併せて付言させていただきます。

○安達会長 その浜銀との関係でということですか。浜銀との関係で明記はしないで保育料等という項目でやるということですか。

○杉山教育部次長 明確に性質が違うものであるならば、別に分けないといけないので、保育料として徴収します、給食の食材費として徴収しますというと、もう一つ別建てで徴収項目も作って、フロッピーディスクも別ですし、徴収するための事務費も別にかかるというようなことで、費用を考慮すると事務効率というところと併せて「等」という名称で調整をしたという経過がございます。

○安達会長 そうしますと、どこか説明文の中ででも明記しておいていただければ。

あと一点、私のほうから伺いたいんですが、資料の最後の5のほうの承認フローですが、一番右の例3でやるというお話でしたが、送信者グループと審査者グループというふうに分けて、それぞれIDを割り振るというお話だったんですけれども、それぞれの担当課、所管課のほうで作業をする担当者と審査の

担当者を業務上分けるという、そういう趣旨でしょうか。

○金納税課課長 まず、具体的には納税課でしたら納税課の口座振替担当者に1つIDを振りまして、あと審査用のIDを納税課の実際課長か係長かどちらかが使うようなIDを振ります。同じように、介護保険課にも同じように2つ、国保健康課にも同じく2つ、場合によっては後期高齢のシステムもあるのもう一つ増えるかもしれません。あと都市整備課のほうにも同じく2つということで、審査IDは係長以上の者が使い、そのほかのものは担当者が使うというような、そういうことで考えています。

○安達会長 そうしますと、この送信者グループとなっているのは実際に作業される担当の職員の方。

○金納税課課長 そう考えております。

○安達会長 審査者グループというほうは係長以上の職員ということですね。特にグループでというふうになっているんでしょうか、複数でやるという趣旨は入っているんでしょうか。

○金納税課課長 この資料にはグループと書いてあるんですが、もう送信者IDと審査者IDというふうに考えていただきたいです。

○安達会長 特に複数でやるという趣旨ではないんですね。

○金納税課課長 はい。実際には私ども口座振替担当者、各課に大体1人程度しかおりませんので、送信者も1つで十分足りると。

○安達会長 単独で作業する方にはこのIDと、審査担当する係長以上の人にはこのIDと。

○金納税課課長 1つ。はい、そうです。

○安達会長 基本はそれぞれ1つずつということで。

○金納税課課長 そうです。

○海原委員 審査者IDを持たれる管理職の方というのは、一般の企業ですと割合多いんですけれども、送信するデータ、それ以外の補足説明資料、それから時期、タイミング、理由等をつけて審査してくださいというふうに出申をしていくんですけれども、この場合、審査者IDというのはどのようなこと、審査者IDを持たれる方はどのようなことをされるんですか。庁内決裁システムみたいなものがあるかと思うんですけれども、それを使って電子決裁をするのか、

それともちゃんと添付資料を読んで、何名かと照合してやるとか、そういうのはどうなっているのでしょうか。

○金納税課課長 実際の口座振替の決裁につきましては、基本的には紙と、あとデータと両方、システムと両方回ってきまして、それについて、一件一件までは上司のほうもチェックできませんので、大体この銀行で毎月幾らぐらい、何件ぐらいというのを前回とチェックしまして、これだったらそんな大きな間違いはないだろうなというようなところだけ、正直言ってそこしか見られないんですが、通常の決裁を行います。決裁を行ったと同時に、この審査ID、別の端末、その端末まで行って、審査IDで入ってオーケーというような形をする方向で考えています。

○海原委員 紙決裁して、庁内システムで電子決裁をする、IDで決裁をするということですね。

○金納税課課長 はい。

○安達会長 情報の入力を万が一誤った場合の対策というのはあるのでしょうか。

○高橋高齢介護課専任主査 情報の入力なんですけれども、基本的に各介護保険等もなんですけれども、前月に口座振替申込みされた方について、翌月から引き落としになります。その場合、口座申込みの用紙、3枚つづりになっておりまして、一番上が本人控え、2枚目が銀行控え、3枚目が市控えなんです。それで、2枚目と3枚目はその受け付けしました銀行のほうから市の会計課のほうを経由しまして各所管のほうに回ってきまして、それを一月分ためます。その方が、例えば10月に申込みした方で11月から口座引き落としになりますので、それ以外の方については継続になります、廃止がない限り。

ですので、その新しい方について、当然介護保険であれば介護保険システムのほうに入力をさせていただきまして、そこで今回対象者の方と対象の銀行名等入っていますので、口座番号ですね、それを読み合わせをしまして、合っているのを確認して初めて口座の引き落としの作業に入りますので、誤りというのは基本的にございませぬ。

○安達会長 万が一誤った場合にというのは可能性はゼロではないと思う。

○高橋高齢介護課専任主査 今のところ、私もう4年ぐらい介護にいますが、誤りの気づきもないので、過去にもありませんでしたので、ないということは

ないかもしれませんが、一応読み合わせでチェックはしておりますので。

○金納税課課長 もしあったら還付するしかないですね。間違えたとしたら。

○安達会長 その場合はもう既に情報が横浜銀行のほうに行っているわけですよね、誤った情報として。それを是正する手段は必要かなと思うんですけども。

○堀田高齢介護課副主幹 基本的に、我々が想定しているのは金額的な間違いしか発生しないのではないかとというふうに考えておりますので、もしそういうものが発生した場合は還付をさせていただくということになるかと思います。

口座情報の間違い、本来Aさんという方に還付する予定が、その口座情報を間違えてBさんの口座に入金してしまったというところにつきましては、今のところそういった間違いはないと把握しておりますが、こうしたエラーは多分ヒューマンエラーであると思いますので、そこについては引き続きダブルチェック、トリプルチェックというような形で確認をさせていただくことを今後も続けさせていただきたいと思います。

○海原委員 口座番号が変わることはないと思うんですけども、支店が今統廃合結構多いんですけども、そうした場合は、市民が申請しなくても自動的に市当局でおやりいただけるんでしょうか。

○金納税課課長 銀行さんのほうから、この支店とこの支店が統合になりましたと連絡が来ますので、その時点で対象者についてはこちらでチェックして直すような形で、もしそれで間に合わない場合は口座から落ちないということになりますので、でしたら先ほどの手順と同じで、落ちませんでしたという内容が向こうから来ますので、あとは紙ベースで納付してくださいという通知を出します。

○安達会長 そのほか。

○島田委員 図表の流れのところのサービス利用イメージで、データ作成というのはエクセル等というのがございますよね。これ各課データ作成なんですけど、このデータというのはコンピューターからのアウトプットを使うのか、それとも手作業でやるのか、あるいはコンピューターから出たものに追記するのか、この辺はどういうふうに。

○金納税課課長 まず、税と国保とか介護につきましては、もう既にシステムから全部出てきますので、それにそのデータの追加とかあればそのシステム上で

全部できますので、人間の手で打つようなことはございません。

ただ、市営住宅につきましては、今エクセルのデータで管理していて、それを紙で渡している状況になりますので、それを浜銀さんのほうからコンバーター、要は全銀協フォーマットに変えられるようなものをもらいまして、エクセルのデータをそのままそのコンバーターを通せばデータになると、そのようなものを今提供していただくことで動いておりますので。基本的には人手でというようなことはこの流れの中ではないということです。

○島田委員 ないですね。分かりました。

○安達会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

特に御質問がないようでしたら、お諮りいたします。

本件諮問について、諮問の内容を適当と認めることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 よろしいですか。

それでは、諮問第26号、第27号については、内容が適当であるということであると承認をいたすことに決定いたします。

答申書は後日事務局を通して所管課にお届けいたします。それまでお待ちください。

—納税課、高齢介護課、国保健康課、都市整備課、保育課 退室—

○安達会長 それでは、議題4番なんですが、所管課の方がちょっと所用で間に合わないということですので、先に議題5をさせていただきます。

議題5、個人情報事務登録簿について、事務局からお願いします。

○矢島情報政策課担当課長 それでは、個人情報事務登録簿の御報告をさせていただきます。

10月に各所管に対し登録簿の見直しについて通知をし、新規登録等がありましたので御報告させていただきます。

資料4を御覧ください。

今回、新規が市長部局で16件、教育委員会で5件ありました。また、抹消は市長部局で14件、教育委員会で4件ありましたので、登録事務件数は669件から3件増えまして672件になります。そのほか、変更は各課共通が2件、市長

が46件、議会が2件、教育委員会が38件で、合計88件ありました。

新規の登録について御説明させていただきます。

新規の登録は、A4横のこちらの書類についています登録簿で御説明させていただきます。

1 ページ目は企画課で、新型コロナウイルス感染対策のため、新たな働き方セミナー受講者から連絡先等を収集するもので、記録の名称等は記載のとおりになります。収集の方法は本人からで、利用も所管のみとなります。

次の2 ページ目に移りまして、企画課でシティプロモーション業務ということで、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用も所管課のみとなります。

3 ページ目の新規登録は市民協働課で、オリンピック・パラリンピック市民ボランティア登録事務ということで、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用も所管のみとなります。こちらは2019年4月1日からの利用開始になっていましたが、登録のほうが遅くなりまして申し訳ありませんでした。

それから、4 ページ目の新規登録は経済観光課で、ずし応援券給付事業ということで、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用も所管課のみとなります。

それから、5 ページ目の新規登録は経済観光課で、セーフティネット認定事務ということで、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用も所管課のみとなります。すみません、こちら事務開始の日にちが抜けていますが、今年度に入ってからコロナの関係で、ですので、ちょっとここ事業開始の年月日は後で確認して入れさせていただきます。

それから、6 ページ目の新規登録は経済観光課で、新型コロナウイルス対策中小企業者等給付金支給事業ということで、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用も所管課のみとなります。

それから、7 ページ目の新規登録は社会福祉課で、終活情報登録事業ということで、こちらは10月1日からの新規事業となっています。記録の名称等は記載のとおりです。収集の方法は本人及び本人同意の上、本人以外からも収集し、提供も本人同意により実施機関外に提供するとのことです。

それから、8ページ目は国保健康課で、新型コロナウイルス感染症対策事務ということで、こちらは総合的病院誘致計画断念に関する市民説明会が9月に実施されましたが、その際に説明会参加者から本人同意の上、氏名、電話番号等を収集しましたが、既にそのリストは廃棄しておりますので、新規登録をして抹消という形になっております。

それから、9ページ目の環境都市課の新型コロナウイルス感染症対策事務ということで、こちらは9月に買い物客用臨時駐車場有料化説明会を実施しましたが、その際に感染症拡大予防の観点から、参加者から本人同意の上、氏名、電話番号等を収集しましたが、既にそちらのリストは廃棄しておりますので、こちらも新規で抹消という扱いになっております。

それから、10ページ目になりますが、こちらはまちづくり景観課、空き家バンク登録・空き家活用支援助成制度ですが、逗子市の出資団体である株式会社パブリックサービスに助成金を申請するに当たり、市が受付窓口となって経由するため、申請書の写しが市に保管されるものです。

それから、11ページになりますが、こちらまちづくり景観課で、低未利用土地確認書の交付事務で、記録の名称等は記載のとおりです。収集の方法は本人からで、利用も所管課のみとなります。

12ページになりますが、こちらまちづくり景観課で、景観条例に基づく表彰制度「まちなみデザイン逗子賞」で、記録の名称等は記載のとおりです。収集の方法は本人からで、利用も所管課のみとなります。

13ページになりますが、こちらは資源循環課で、新型コロナウイルス感染症対策事務として、市民説明会及び審議会事務として説明会参加者及び審議会傍聴者の氏名、電話番号等を収集するもので、こちらの課は今後も審議会等を実施されるので、新規登録で抹消はしておりません。

14ページになりますが、都市整備課、法定外公共物占用等許可事務で、記録の名称等は記載のとおりです。収集の方法は本人からで、利用も所管課のみとなります。

15ページ目になりますが、こちらは下水道課で、使用済みマンホールの販売事務で、記録の名称等は記載のとおりです。収集の方法は本人からで、利用も所管課のみとなります。

16ページになりますが、こちらは消防、警備第一・第二課で、N E T 119緊急通報システム業務で、記録の名称等は記載のとおりで、収集の方法は本人からで、利用も所管課のみとなります。

17ページは子育て支援課で、こちらは御報告が遅くなりましたが、昨年度からの事業で登録が漏れていたものです。申し訳ありません。記録の名称等は記載のとおりで、収集は本人からで、本人が希望する入所施設等に対し情報を提供します。

18ページは子育て支援課で、こちらは子育て世帯への臨時特別給付金支給事務で、記録の名称等は記載のとおりとなります。

それから、19ページは子育て支援課で、こちらはひとり親世帯の臨時特別給付金支給事務で、記録の名称等は記載のとおりとなります。

20ページは子育て支援課で、こちらはひとり親家庭等特別支援給付金支給事業で、記録の名称等は記載のとおりとなります。

21ページは保育課、幼児教育・保育無償化事務で、こちらも昨年度からの事務で、報告が遅くなり申し訳ありませんでした。記録の名称等は記載のとおりで、本人同意により、入園する幼稚園、保育園に一部の情報が提供されます。

以上が新規、うち2件の抹消を含めますが、の報告になります。変更につきましては、先ほどの集計表の裏にあります縦の一覧表にあります。変更については一覧の2ページから5ページになりますが、88件ありました。抹消については18件ということです。

以上、雑駁ではありますが、登録簿の報告とさせていただきます。

○安達会長 ありがとうございました。

ただいまの報告について御質問、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件については以上でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、次に参りますが……

○矢島情報政策課担当課長 ちょっと今、確認してまいります。

○安達会長 しばしお待ちください。

—社会福祉課 入室—

○安達会長 それでは、議題４、諮問第29号 捜査関係事項照会書に係る保有個人情報に関する目的外提供及び本人通知の省略についてを扱います。

前例に従って、この事案については非公開とさせていただきたいと思います。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、そのように扱わせていただきます。

(非公開)

—社会福祉課 退室—

○安達会長 先ほどの諮問第27号について、別添の書き換えたものをまた後日メールでお送りしますので、よろしくお願いします。

それでは、議題６番のその他ですが、何かございますか。

○矢島情報政策課担当課長 ２点ございます。

１点目は、資料５としてお配りさせていただきました第１回の会議で、諮問第10号で会計課より、公金の支出に係る振込先口座等情報のオンライン結合による保有個人情報の提供につきまして御審議いただきましたが、その際に、庁内パソコンに設置する接続端末 p u f u r e に振込データを取り込む担当課について、２課報告漏れがあったということで会計課長より連絡がありました。

審議の際に、担当課名を具体的に記載をとの御意見をいただきまして、別添に現在想定できる担当課名を記載し、差し替えたのですが、そちらも記載が漏れていたとのことです。今回、資料５としてお配りさせていただきました二重線の引いてある職員課と社会福祉課になります。

今年度より高齢介護課の所掌事務が一部社会福祉課へ移行していたもので、そちらの確認ができていなかったことと、職員課の給与関係事務について失念していたとのことで、大変申し訳ありませんでした。

別添の差し替えは今日配付させていただきましたとおりとなります。審議の際にも社会福祉課、職員課について述べておりませんので、議事録については付記という形で、事務局のほうで少し加えさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

それから、２点目は日程調整になります。

(日程の調整)

○安達会長 その他、何か皆様の御発言ございますか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の会議は閉会とさせていただきます。

お疲れさまでした。

午前 11 時 50 分閉会